

# 法人の代表者の地位に関する 紛争と当事者適格

河 村 好 彦

## 1 はじめに

法人などの団体をめぐる紛争の類型には、自然人に関する紛争と同様にさまざまなものが考えられる。このうち、たとえば第三者に対する貸金返還請求訴訟、明渡請求訴訟などのいわゆる法人の対外的関係に関する訴訟については法人自身に原告適格または被告適格が認められ、法人に正当な当事者としての訴訟追行が認められる。また、法人とその構成員間のいわゆる対内関係に関する紛争であっても、それがたとえば報酬の支払いを求める訴訟や損害賠償請求訴訟などの当事者間の具体的な権利義務に関する紛争である場合には、当該請求を認容する判決により保護されるべき法的利益の帰属主体であると主張する者に原告適格が認められ、その者によって、被告として請求認容判決を得た場合に原告の法的利益が保護されると主張される者に被告適格が認められて両当事者間における相対的解決がはかられることで紛争は解決する。

これに対して、株主総会決議、取締役会、理事会決議などの法人の決議の存否や効力の有無をめぐる争いは、個々の法律関係の効力を決定する前提となる基本的法律関係ないし法的地位に関するものであって、利害関係人が多数であることから、判決の画一的確定が要請される。たとえば会社法は、会社の組織に関する訴えに係る請求認容判決に対世効を認める（会

社法838条)。中小企業等協同組合法は中小企業等協同組合の総会および総代会についてこれを準用し(中小企業等協同組合法54条・55条6項)、信用金庫法は信用金庫の総会および総代会についてこれを準用する(信用金庫法48条の8)。対世効が認められることから、このような争いについて誰を正当な訴訟当事者として訴訟追行を認めるかは利害関係を有する第三者にとって自己の利害に直結する重大な意味を有することになる。ところが、これらの訴訟の当事者適格については、会社法が第7編第2章に規定を置き、たとえば株式会社の役員の解任の訴えについては株式会社および当該役員を被告とすべきであるとし(会社法855条)、また株主総会決議取消しの訴えは当該株式会社を被告とすべきであるとし(会社法834条17号)、前述した中小企業等協同組合法、信用金庫法などはこれを準用するものの、取締役会決議に関する争いをはじめとしてその他の多く場合の当事者適格については規定がなく、見解が分かれている。

また、ある者が法人の代表者または理事の地位にあるかどうかをめぐる争いは法人の決議そのものに関するものではないが、その訴訟物たる権利関係は基本的法律関係ないし法的地位に関するものであり、利害関係人が多数生じることからやはり法律関係の画一的確定が要請される。他面、これらの法人の代表者の地位の確認をめぐる紛争などは実質的には法人内部における構成員間の利害関係をめぐる争いである場合が多いため、法人自身が紛争の主体であるとは必ずしもいえない面がある。このためこの争いに関する正当な当事者が誰であるかがやはり問題となる。これについても法は規定を置いていないため、さまざまな見解が主張されている。また従来、団体の代表者などの地位をめぐる紛争についての当事者適格は主として団体の被告適格を中心に議論されてきたところ、東京高判平成26年8月27日<sup>(1)</sup>は、原告である権利能力なき社団である自治会の原告適格について、

(1) 判例時報2242号59頁。なお、本件については上告受理の申立てがなされたが、

団体が自治会の前代表者であり現在も代表者であると主張する者を被告として、自治会が代表者であると主張する者が現在も自治会の代表者の地位にあることの確認などを求めて提起した訴えについて、自治会の原告適格を肯定した。従来<sup>1)</sup>の学説の展開からみて、この点についても検討の余地がある。

そこで本稿は基本的法律関係ないし法的地位をめぐる紛争の中から、特に法人の代表者の地位の有無に関する紛争をとりあげて、その当事者適格について、従来<sup>2)</sup>の主な判例・裁判例の動向および学説を紹介したうえで、団体の原告適格も含めて検討を加えることにする。

## 2. 法人の代表者の地位に関する従来<sup>3)</sup>の判例・裁判例の動向

法人の代表者の地位の有無に関する紛争の当事者適格に関しては、3つの最高裁判決がある。以下、この最高裁判決、およびこれと同様の構成をとる主な裁判例を挙げて検討する<sup>4)</sup>。

(1) まず、最判昭和42年2月10日<sup>5)</sup>は、合資会社の社員が原告となり、他の社員を被告として、被告が無限責任社員でないことの確認を求めた消極

---

1) 最高裁は上告を受理しなかったため本判決は確定した。最決平成27年7月3日参照。

2) なお、拙稿「判批」法学研究89巻10号57頁以下参照。本稿はこの判批をもとに、さらに検討を加えたものである。

(2) 従来<sup>2)</sup>の判例・裁判例の状況の整理については、中島弘雅「法人の内部紛争における被告適格について」判例タイムズ531号15頁以下、谷口安平「団体をめぐる紛争と当事者適格」ジュリスト500号(判例展望)(1972年)322頁以下『多数当事者訴訟・会社訴訟 一民事手続法論集第2巻』(信山社出版, 2013年)所収, 228頁以下、高地茂世「法人の内部紛争をめぐる訴訟における当事者適格」法律論叢56巻6号101頁以下に負うところが大きい。

(3) 民集21巻1号112頁。

的確認訴訟である。この判決は、東京高判昭和38年12月10日<sup>(4)</sup>が訴えの利益なしとしてした却下判決に対する上告に応えたものであるが、最高裁は「本訴は、即時確定の利益を欠き、不適法である旨の原審の判断は、本訴請求の態様に照らし、正当である」との理由のみで上告を棄却した。東京高裁が判示した主要な部分は、以下の通りである。

「確認訴訟は、即時確定の利益ある場合・・・に限り許されるものであることはいうまでもない。また、判決の効力は・・・法律で特に規定する場合はかくべつ、第三者には及ばないのであり、確認判決についても、その既判力の生ずるのは、原則として訴訟の当事者に限られるところである。第一審原告の上記主張事実を徴すると、本件は確定判決の既判力が第三者である合資会社に及ぶべき例外の場合にあたらぬことが明らかである。そうだとすると、本件確認訴訟で第一審原告ら勝訴の判決が確定したとしても、右会社は第一審原告に対して右確定判決によって確定された法律関係を確定不動のものとして主張することはできず、また第一審被告は右会社に対して、右確定判決に反する法律関係を主張して、自己が右会社の無限責任社員であること、及び利益配当持分払戻或は残余財産の分配を求め権利あるとの主張も、なんの拘束も受けずに有効になし得るのである。そうであるから、結局右会社が当事者に加わっていない本件において、第一審原告らが勝訴の判決を得ても、第一審原告の主張する第一審被告が右会社の無限責任社員でないかどうかなどという法律的の紛争は根本的には解決されないのであるから、第一審原告らは、その主張するような法律上の地位に対する危険又は不安定を除去するについて、法律的にみれば有効適切なものではなく、従って本件確認訴訟はいわゆる即時確定の利益を欠くものといわなければならない。」「また第一審原告らは・・・他に適当な

---

(4) 民集21巻1号129頁。

救済方法がないから確認の利益は肯認さるべきであると主張する。しかし、法律関係の主体である前記会社が訴訟の当事者（会社の態度いかんによって、原告側又は被告側に立つことになることはいうまでもないし・・・第一審原告は・・・右会社と第一審被告とを共同被告として訴えを提起することもできる。）・・・に加わるにより、本件のような確認訴訟における確認の利益は充たされるものであることは、明らかであるから、本件について、第一審原告ら主張のように他に適当な救済方法がないものではない」と。この東京高判は、合資会社において代表権を有する無限責任社員の地位の消極的確認訴訟の既判力が原則どおり当事者間にのみ及ぶことを前提としたうえで、会社に対して判決の効力を及ぼすためには会社を当事者とする必要があるとし、したがって無限責任社員の地位の消極的確認訴訟は固有の必要的共同訴訟であり、会社は、自身の態度によって原告側または被告側の必要的共同訴訟人にならなければならないとするものである。その根拠は、原告からみた場合には会社と他の無限責任社員の関係は他人間の法律関係ととらえられることから、他人間の法律関係の確認を求める場合にはその双方を相手方として訴えを提起しなければ当事者適格を欠くことに求められると解される<sup>(5)</sup>。最判昭和42年2月10日もこの東京高裁の判示を正当としていることから、同様の見解に立っているものと考えられる<sup>(6)</sup>。

最判昭和42年2月10日と同様に、代表者の地位をめぐる紛争を固有の必要的共同訴訟と解すると思われる主な裁判例としてはまず、京都地判昭和47年9月27日<sup>(7)</sup>がある。本件は、宗教法人Y1寺の代表役員・責任役員かつ

---

(5) 伊藤真『民事訴訟法』199頁（有斐閣、第5版、2016年）、柳川俊一「判解」最高裁判所判例解説民事篇（昭和44年度）758頁、本間義信「判批」民商法雑誌63巻1号70頁など。

(6) 谷口・前掲注(2)322頁以下、同「判批」民商法雑誌57巻2号275頁、青山善充「判批」法学協会雑誌85巻2号258頁、中島・前掲注(2)18頁など。

(7) 判例時報694号84頁。

住職であったXが辞任の無効を主張して、Y1寺、Y1寺の包括宗教法人Y2宗およびY2宗により選任されたY1の後任住職Y3を共同被告として、XがY1寺の代表役員および責任役員の地位にあることの積極的確認を求める訴えを提起した事件であり、後述する最判昭和44年7月10日で訴えを却下された原告が再び訴えを提起したものである。判旨は、「甲法人の理事者Aが辞任したとして、BがAの後任理事者に就任したとき、Aが、Aの理事者辞任は無効であると主張して、Aが提起する、『Aが甲法人の理事者の地位にあることの確認の訴』の被告適格者は、甲法人のみであり、甲法人以外の第三者（Bを含む）は、甲法人と共同被告とするときでも、被告適格者とならないと解するのが相当である。」として、Y1以外の者を被告とする訴えを却下した。その理由として本判決は以下の2点を挙げる。第1の理由は、理事者の地位の確定は画一的に行なう必要があり、そのためには判決の効力を第三者に拡張する必要があるところ、その地位はY1法人とXの間の法律関係である委任契約または準委任契約にもとづくものであるから、紛争の根本的な解決のためには本件の法律関係について法律上最も直接の利害関係を有するY1を被告とするのが適切有効な手段であり、したがってY1以外の第三者は単独で本件訴えの被告適格を有しないとすものである。第2の理由はこれをより実質的にとらえて、訴訟当事者以外の第三者（Bを含む）の利益の確保は、最も充実した訴訟追行が期待できる、この法律関係について正反対の、かつ、最も直接の利害関係を有するY1とXが対立当事者となることによって最も良く達成されるからであるとするものである。以上より本判決は、Y1以外の第三者が共同被告として被告適格を有すると解すべき理由はないとする。

なお、本判決は傍論としてではあるが、「Aが『Bが甲法人の理事者の地位にないことの確認の訴』を提起する訴の利益がある場合」には、「甲法人とBとを共同被告とする必要がある（国有必要的共同訴訟）。」として

いる。本判決が消極的確認訴訟の被告適格を法人自身と理事者と主張する者の双方に認めるのは、「甲法人の理事者の地位を画一的に確定して、紛争を根本的に解決するため、右の訴に対する本案判決の効力を訴訟当事者以外の第三者に拡張する必要があるところ、右の訴は甲法人とBとの間の法律関係の確認を求めるものであ」という、他人間の法律関係の確認を求める場合には法律関係の当事者双方を被告とすべきであるといういわば形式的な理由に加えて、判決効の拡張を受ける第三者の手続保障という点からの実質的理由づけとして、「甲法人とBは右の法律関係について正反対の、かつ、最も直接の利害関係を有する者であるから、両者（甲法人とB）を訴訟当事者とし、右の訴に対する本案判決の効力を訴訟当事者以上の第三者に拡張することができないのに対し、両者（甲法人とB）を訴訟当事者とする右の訴に対する本案判決の効力を訴訟当事者以外の第三者に拡張することができるからである」とする。

また東京高判昭和54年5月16日<sup>(8)</sup>は、株式会社の株主であり取締役でもある者が株式会社と同会社の代表取締役を被告として、当該代表取締役の解任などを求めて訴えを提起した事件である。判旨は、取締役解任の訴えが少数株主が取締役の資格を剥奪する効果をもつ裁判を求める形成の訴えであることを根拠として、被告適格を裁判の効果を直接受ける紛争の一方当事者である当該取締役と、裁判につき法律上の利害関係を有する取締役の属する会社の双方に認めるべきであるとし、訴訟の目的が両者について合一にのみ確定すべき場合であるから、取締役と会社の両社が共同被告となることを要するとする。

(2) 次に、最判昭和43年12月24日<sup>(9)</sup>は、宗教法人の現代表者（主管者）が旧代表者（主管者）個人を被告として、自分が本件宗教法人の代表者の地

---

(8) 高裁民集32巻2号97頁。

(9) 裁判集民事93号859頁。

位にあることの積極的確認を求めた事件である。第一審および原審は旧代表者の被告適格を認めたが、最高裁は次の理由で訴えは不合法であるとして原判決を破棄し、第一審判決を取り消して訴え却下の自判をした。その理由として判旨は、「法人を当事者とすることなく、当該法人の代表者たる地位の確認を求める訴を提起することは、たとえ請求を認容する判決が得られても、その効力が当該法人に及ばず、同法人との間では何人も右判決に反する法律関係を主張することを妨げられないから、右代表者の地位をめぐる関係当事者間の紛争を根本的に解決する手段として有効適切な方法とは認められない。それゆえ、かかる訴は、即時確定の利益を欠き、不合法的な訴として却下されるべきものといわなければならない。」とする。この判決は、法人を被告とすることなく当該法人の代表者の地位の積極的確認を求める訴えを提起したとしても判決の効力は当該法人に及ばない結果、紛争は根本的に解決しないことから、このような訴えは被告適格を欠くとする。この判決が法人に被告適格を認めていることは明らかであるが、さらに進んでこの場合を法人と個人、または法人と被告を共同訴訟人とする固有必要的共同訴訟とすべきものと解しているかどうかは必ずしも明らかでない。

最判昭和43年12月24日と同様の構成をとる裁判例としては、東京地判昭和33年11月17日<sup>(10)</sup>がある。本判決は、解散消滅した宗教法人Aの代表者である住職Xが、包括宗教法人Y1から罷免されたことを理由として、Y1およびA法人代表清算人Y2を相手方として自らがA法人の代表者であることの確認などを求めた訴えにおいて、Y1およびY2の側がXを被告として、XがA法人の解散法人の代表者清算人の権限を有しないこと、およびY2が解散法人の代表者清算人の権限を有することの確認を求めて提起

---

(10) 判例時報170号28頁。



した反訴を、法人を被告としない代表者権限確認訴訟は当事者適格を欠くとして却下したものである。その理由につき判旨は、「ある法人の代表者が何人であるかにつき自称代表者間に争がある場合、自称代表者の一方が当該法人を被告とせずして他方の自称代表者を被告として右法人の代表者権限確認を求めたとしてもその訴訟における判決の効力は右法人に及ばない結果、勝訴した自称代表者としても当該法人との関係において代表者たる地位の確定を得られず、敗訴した自称代表者と雖も右法人に対し自己が依然代表者である旨主張し得るものであるから、結局、自称代表者間の訴訟においては真正代表者の法的地位の確定は得られないこととなる」からであるとす。

(3) さらに最判昭和44年7月10日<sup>(1)</sup>は、A寺の代表役員であった住職Xが任命権者である包括宗教法人B寺に退職願書を提出したためB寺が後任の住職Cを任命したところ、後にXが辞任は無効であるとして、B寺および後任住職として登記されているCの双方を被告として、自分がA寺の代表役員・責任役員の地位にあることの積極的確認を求めた訴えである。判決は、法人を当事者としない場合には請求認容判決の効力は当該法人に及ばない結果、何人もその法人に対して判決内容に反する法律関係を主張できることになることから、代表役員・責任役員と主張する者を被告とする訴えは理事をめぐる紛争を根本的に解決する手段として有効適切ではないとして、本件法人を当事者としない当該法人の理事の地位確認を求める訴えを不適法とした。そして、「法人の理事者が、当該法人を相手方として、理事者たる地位の確認を訴求する場合にあっては、その請求を認容する確定判決により、その者が当該法人との間においてその執行機関としての組織法上の地位にあることが確定されるのであるから、事柄の性質上、何人

---

(1) 民集23巻8号1423頁。

も右権利関係の存在を認めるべきものであり、したがって、右判決は、対世的効力を有するものといわなければならない。」として対世的効力が生じる理由を述べ、「それ故に、法人の理事者がこの種の訴を提起する場合には、当該法人を相手方とすることにより、はじめて右理事者の地位をめぐる関係当事者間の紛争を根本的に解決することができることとなる。」とする。すなわち、前述した最判昭和42年2月10日が紛争の根本的解決の要請を固有必要的共同訴訟における合一確定により達成しようとしたのに対し、最判昭和44年7月10日は判決の対世的効力を根拠としたと考えられる<sup>(12)</sup>。

最判昭和44年7月10日と同様の構成をとる裁判例には多くのものがある。このなかには根拠として、法人の代表者や理事の地位は法人と法人の代表者との間の委任契約または準委任契約という法律関係にもとづくものであることから、法人の代表者などの地位を確定するためには契約の当事者である法人を被告とすべきであるとの形式的理由を主たるものとする裁判例もある<sup>(13)</sup>。しかし、多くの裁判例は、争いの内容をより実質的に評価する。すなわち、法人の代表者の地位をめぐる紛争の判決には対世的効力が認められるべきであり、判決の効力を対世的に拡張するためには最も直接の利害関係をもつ者を被告とすべきであるところ、最も直接の利害関係を有するのは法人であるから、法人のみに被告適格を認めればよいとする<sup>(14)</sup>。たとえば東京高判平成5年3月24日<sup>(15)</sup>は、株式会社Y1の株主が会社Y1およびY2に対して、Y2が取締役兼代表取締役でないことの確認などを求

---

(12) 谷口・前掲注(2)232頁。

(13) たとえば千葉地判昭和41年12月20日下級民集17巻11・12合併号1259頁、静岡地裁沼津支部判昭和43年7月3日判例時報837号23頁など。

(14) たとえば京都地判昭和47年9月27日判例時報694号84頁、京都地判昭和48年1月25日下民集24巻1-4号45頁など。

(15) 判例タイムズ839号241頁。

めたのに対して、「当該法人を相手方としてその機関に関する地位確認の訴えを提起してその請求を認容する確定判決を得た場合には、対世的効力を有する判決により法人の機関に関する地位を巡る紛争を根本的に解決することができるのに対し、当該法人以外の者を相手方にして提起した場合にはこの訴訟に勝訴しても、判決の効力が法人に及ばない結果、関係当事者間の紛争を根本的に解決する手段としては有効適切なものということができないので、即時確定の利益を欠くものと解される」とする。また、東京地判平成25年6月19日<sup>(6)</sup>は同窓会の役員Xが、Yは被告同窓会の会長、理事、監事の地位にないことの確認などを求めたのに対して、会社を被告とした取締役地位不存在確認判決には対世的効力があると解されるから取締役個人を共同被告としなくても当該取締役にも同判決の効力は及ぶとし、そうであるとすれば、本件訴訟を判決効の観点から固有必要的共同訴訟と解する必要はないとする。東京高判平成5年3月24日<sup>(7)</sup>も、同様の理由から会社のみを被告適格を認める。

(4) また、東京高判平成26年8月27日<sup>(8)</sup>は、権利能力なき社団である自治会が代表者を自称する前会長を被告として、現会長が別人であることの確認を求めたのに対して、団体の原告適格に関して、自治体の自称代表者を相手とする請求を認容する確定判決によって自治体と自称代表者との間で現会長が自治体の執行機関としての組織法上の地位にあることが確定されることからこの訴訟が紛争の抜本的解決に資することは明らかであるとして、自治会に原告適格を認めている。

以上のような判例および裁判例の傾向の把握については、法人の自称代表者・理事の地位の積極の確認については法人のみを被告適格者と解する

---

(6) 判例タイムズ1417号348頁。

(7) 判例タイムズ839号241頁。

(8) 前掲注(1)参照。

のに対し、消極的確認については当該訴訟においてその地位が争われている自称代表者・理事にも被告適格を認めているとする見解も主張されている<sup>19)</sup>。判例および裁判例の傾向を統一的に理解するのは困難であるが、裁判例の傾向もあわせて考える限りでは、近時の判例および裁判例は、当事者適格の有無を実質的に考慮し、判決の対世的効力が及ぶことを主な根拠として消極的確認訴訟も含めて会社のみ被告適格を認める方向にあるとみてよいのではないかと考えられる。

これを前提として、次に、法人の代表者の当事者適格に関する主な学説について検討を加えることとする。

### 3. 法人の代表者の地位に関する訴訟の当事者適格に関する 主な見解とその検討

団体の内部紛争における当事者適格について学説は、従来、たとえば法人の代表者に選任されたと主張する者が、現在も代表者と主張する者を被告として代表者であることの確認を求める訴えを提起した場合の被告適格の有無などの被告適格に関する問題を主に念頭に置いて検討を行なっている。そこで被告適格を中心として主な学説の見解について検討することとする。

(1) 法人の内部紛争における被告適格に関する従来の通説的見解は、法人自身に被告適格を認めるべきであり、かつそれで足りるとする<sup>20)</sup>。この見

---

19) 中島弘雅「法人の内部紛争における被告適格について(3)」判例タイムズ538号38頁。

20) 松田二郎・鈴木忠一『条解株式会社法上巻』246頁・255頁(弘文堂, 1955年), 柳川・前掲注(5)760頁, 中田淳一「判批」民商法雑誌46巻5号892頁, 伊藤眞「判批」昭和52年度重要判例解説125頁, 五十部豊久「判批」別冊ジュリスト民事訴訟法判例百選(第2版)58頁, 坂原正夫「法人内部紛争における当事者適格」小山昇・中野貞一郎・松浦馨・竹下守夫編『演習民事訴訟法』193頁(青林書院, 1987年), 新堂幸司・鈴木正裕・竹下守夫編集代表『注釈民事訴訟法第1』

解は、訴訟が実体法上の権利関係の処分と同様の機能を有することから当事者適格の所在を決定するについても実体法的観点を重視すべきであると見られ、訴訟物たる権利関係について管理処分権を有する者ないし法律行為に関する実体法上の利益帰属主体、およびその者によって相手方と主張される者に原則として当事者適格を認めるべきであるとする。そしてこれを法人にひきなおして、法人については訴訟物たる権利関係について管理処分権を有する者ないし法律行為に関する実体法上の利益帰属主体、およびその者によって相手方と主張される者は法人自身であることから、法人の代表者の地位に関する訴訟についても法人が自己の意思決定に関する紛争について当事者適格を有するとする<sup>①)</sup>。その他にも、法人本質論における法人実在説、特に組織体説の影響により、法人の意思決定が法人自身の意思決定と解されること、いわゆる組織法の理論<sup>②)</sup>の影響により、たとえば株主総会決議のような法人内部の意思決定などの効力が争われる訴訟においても、組織法上個々の構成員の利益を束ねた会社自身が最も強い利害関係を有していると解すべきこと、さらに、ドイツ法において株主総会決議を争う訴訟について株式会社のみを被告とする旨の規定が置かれていることの影響などもその根拠とされる<sup>③)</sup>。

たしかに、たとえば法人が第三者に対して貸金の返還を求める訴えなどの第三者に対する訴訟については法人に当事者適格を認めるのが妥当であ

ㄨ 卷』512頁〔高見進〕（有斐閣、1991年）、松本博之・上野泰男『民事訴訟法』249頁（弘文堂、第8版、2015年）など。

①) 大隅健一郎・今井宏『会社法論中巻』123頁など（有斐閣、1992年）、中島弘雅「法人の内部紛争における被告適格論・再論」青山善充ほか編『民事訴訟法理論の新たな構築上巻』752頁以下など参照（有斐閣、2001年）。ただし、中島教授自身は以下の点も含めてこのような実体法的アプローチに対して疑問を呈されている。

②) 田中耕太郎「組織法としての商法と行為法としての商法」『商法研究 第1巻』263頁以下（岩波書店、1929年）。

③) 中島・前掲注①754頁以下参照。

り、これを認める根拠として法人が実体法上の管理処分権を有していることを挙げるのは合理的である。しかし、当事者適格の有無は訴訟物たる権利関係の実体法上の性質のみによって決定されると解すべきではない。民事訴訟は紛争の解決を目的とするが、判決による紛争解決を実効性のあるものにするためには訴訟法上の要請も考慮されるべきであり、したがって当事者適格も利害関係が対立する者の間で認められると解すべきである。

すなわち、ここでいう紛争の解決は単に形式的になされるべきものではなく、判決の効力が及ぶ前提としてその者に自らの主張を述べる機会、すなわち手続保障が認められたうえでなされる実効性のあるものでなければならない。特に法律関係の画一化の要請から判決に対世的効力を認める場合には、訴訟物たる権利関係について利害関係を有するが実際には訴訟手続きに参与しない者に対しても判決の効力が及ぶわけであるから、これを正当化するためにも、手続きに参与する者には、利害関係を有する第三者が判決内容の正当性について納得できるだけの真摯な訴訟追行が期待されるだけの資格がなければならない。そうであるとすれば、当事者適格の判断における利害関係の対立も、紛争の実態に着目して、訴訟の結果について重大な利害関係を有している者が誰であるかを実質的に判断したうえで決定すべきことになる。このように考えた場合、法人の代表者の地位に関する紛争は実質的には法人内部における構成員間の利害関係をめぐる争いであって重大な利害関係を有するのは対立する構成員である場合が多い。これに対して法人自身が利害関係を有しているとは必ずしもいえないため、その意味で、団体が管理処分権を有しており団体の意思決定は団体自身が行なうものであるとの理由のみから団体に当事者適格を認めることは形式的にすぎ、妥当性を欠くと考えられる<sup>24)</sup>。この見解によった場合、なぜ法

<sup>24)</sup> 谷口安平「判決効拡張と被告適格」中田淳一先生還暦記念『民事訴訟の理論下』(有斐閣, 1970年)『多数当事者訴訟・会社訴訟 一民事手続法論集第2巻』7

人を被告とすれば対世的効力が生じるのかが必ずしも明らかにされないことになる<sup>205</sup>。

(2) 以上の通り当事者適格の決定については訴訟法上の要請も考慮することが必要になるが、これについては、当事者適格は訴訟物である権利関係の存否の確定について法律上の利害が対立する者に認められるものであるところ、その利害の対立は紛争の実態に即した訴訟追行が期待できる者の間にあると解すべきであるとの見解が主張される<sup>206</sup>。この見解は、法人という概念は主として外部の者との関係において意義を有するものであって法人内部における紛争については主体的な役割を果たしておらず、法律上重要な利害関係を有していないとしたうえで、判決の効力を第三者に及ぼすためには法人ではなく本来ならば原告以外の他の構成員全員を被告とすべきであるとする。ただしこれは手続きを煩雑にするものであり現実的でないことから、紛争の実態に鑑みて、原告と正反対の利害関係を有する者に被告適格を認めるのが合理的であるとする。この者こそが当該訴訟において最も充実した訴訟追行を期待できる結果、判決内容の正当性も高いと考えられるため、この判決の効力を第三者に及ぼすことが許容されるからである。この見解によれば、たとえば会社の取締役が誰であるかをめぐる争いの場合には決議の効力を維持しようとする当該取締役が被告適格を有し、その他の法人ないし権利能力なき社団などの団体の理事の地位の確認を求める訴えの場合には場合には団体ではなく、現に自ら正当な理事であると主張して争う者が被告適格を有することになり、これらの者が訴訟を進行した場合に判決は対世効を有することになる<sup>207</sup>。

---

205 209頁（信山社出版、2013年）所収、谷口・前掲注(2)238頁、中島・前掲注(2)177頁など。

206 谷口・前掲注(2)326頁など。

207 谷口・前掲注(2)327頁。

208 谷口・前掲注(2)327頁。

上記の見解と同様に訴訟法上の要請を考慮し、紛争の実態に即した訴訟追行が期待できる者に被告適格を認める立場に立ちながら、(2)とは異なる結論をとる見解には、主なものとして以下の③④⑤がある。

③ まず、上記(2)の見解によれば誰を被告とすべきかが必ずしも明らかでない場合があること、また上記見解が法人自身に当事者適格を認めないことに反対し、法人の構成員や他の役員などの重大な利害関係を有する多数の者の多様な利害を調整し、集約してその結果に従って代表として適切に訴訟追行を行なうことが期待できるのは団体自身であることを根拠として、団体に被告適格を認めるべきであるとする見解が主張される<sup>28)</sup>。ただしこの見解は、たとえば取締役選任決議を争う訴訟における当該取締役などは一般第三者に比してより重大な利益を有するために、会社自身の訴訟追行によってはその利益を十分に代表されないとして、その者に団体とは別に被告適格を認める。また、少数の株主からなる株式会社にあつては、原告に反対する株主全員が被告とされていれば特に会社を被告とするまでもなく、その訴えを有効と解する余地はあるとする<sup>29)</sup>。

④ また、原告と利害が現実に対立している紛争主体を被告とするが、これだけで第三者に判決の効力が及ぶと解するときには当該紛争に直接には無関心な一般構成員のような、自己の利益が原告および被告の利益とは必ずしも一致しない者の手続保障が充足されないとして、これらの者の意見を集約して訴訟追行する主体としての団体自体にも被告適格を認めるべきであるとする見解も主張される<sup>30)</sup>。この見解は、自称代表者・理事に訴訟を追行する意思がない場合にもこれらの者が被告となることを強制される

---

28) 福永有利「法人の内部紛争と当事者適格」鈴木忠一・三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座1巻』336頁（日本評論社、1981年）。

29) 福永・注33)337頁。

30) 中島・前掲注(19)35頁、同・前掲注(20)761頁。



のは酷であることを理由として、団体単独で被告とされる場合には団体のみに被告適格を認める。他方、自称代表者・理事が被告とされる場合は、判決効の拡張を受ける一般構成員の利益をはかるために団体の訴訟追行資格を保障する必要があるため、自称代表者・理事は単独では被告適格を有せず、団体とともに被告となることによりはじめて被告適格を獲得する、いうならば片面的類似必要的共同訴訟の関係になるとする<sup>81)</sup>。

(5) さらに、これらの見解が法人に被告適格を認める根拠を擬制的にすぎるとし、法人に被告適格が認められるのは、判決の名義人として訴えを適法に成立させ、かつ訴訟の結果に最も利害関係を有する者が被告側あるいは原告側に共同訴訟参加ないし共同訴訟の補助参加することができる状態を作ることにあるものにすぎないとする見解がある<sup>82)</sup>。この見解によれば、法人自身は現実に訴訟追行する資格はなく、また訴訟追行を認められない。他方、原告は利害関係人の参加を保障するためにたとえば株式会社では少なくとも取締役全員、小規模団体では構成員全員に訴訟告知をなす義務を負い、これを怠った場合は訴えは不適法となり、訴訟告知が看過された者には判決の効力は及ばないとする<sup>83)</sup>。

傾聴すべき見解であるが、法人に当事者適格を認めながら法人自身が訴訟追行することは認めないとするのが従来の当事者適格についての考え方を前提とした場合に認められるかについては、なお検討すべき問題が残るものと解される<sup>84)</sup>。

---

81) 中島弘雅「法人の内部紛争における被告適格について（6・完）」判例タイムズ566号28頁。

82) 山本克己「判批」民商法雑誌95巻6号932頁、松尾卓憲「法人の内部紛争」鈴木重勝・上田徹一郎編『基本問題セミナー民事訴訟法』37頁以下（一粒社、1998年）。

83) 山本・前掲注82)935頁。

84) 高橋宏志『重点講義民事訴訟法上巻』314頁（有斐閣、第2版補訂版、2013年）、松原弘信「会社の組織に関する訴えの被告適格」法律時報84巻4号24頁。

(6) では、法人の代表者の地位に関する訴訟の当事者適格、特に被告適格について、どのように解すべきであろうか。前述したように民事訴訟は紛争の解決を目的とすることから、そこでなされる解決も実効性のあるものでなければならず、そのためには当事者適格の決定についても訴訟物たる権利関係の実体法上の性質のみならず訴訟法上の考慮も必要となると解すべきである。したがって当事者適格の判断も、紛争の実態に着目して訴訟の結果について重大な利害関係を有している者が誰であるかを判断したうえで決定すべきである。このように考えた場合、法人の代表者の地位に関する紛争は実質的には法人内部における構成員間の利害関係をめぐる争いであって重大な利害関係を有するのは対立する構成員であるから、当事者適格はまずこれらの者に認められるべきである。

では、これに加えて団体自体に被告適格を認めるべきであろうか。

団体をめぐる紛争は法律関係の安定のために画一的に解決する必要があるため、判決の効力を第三者に及ぼす必要があるところ、団体構成員の中には理事・代表者であると主張する者以外の者や株式会社における一般株主などがおり、これらの者の利益は理事・代表者と主張する者の利益とは必ずしも一致しない場合があることは確かである。この場合、理事・代表者と主張する者に対して当事者適格を認めるだけでは判決の効力をこれらの者に及ぼすことは正当化されないため、これらの団体の一般構成員に対して手続保障を認める必要が生じると考える余地がある。このような団体の一般構成員の利害を調整し、集約する役割を果たすのに最も適当な主体は団体自身であることから、この意味で構成員全員によって構成される団体自身にもまた、被告適格が認められると解することには一定の説得力があるということができよう<sup>65)</sup>。

---

65) 中島弘雅「法人の内部紛争における被告適格について(1)」判例タイムズ524号41頁。

しかし、団体の内部紛争の被告適格に関して、紛争の実態に着目して訴訟の結果について重大な利害関係を有している者に被告適格を認めるべきであるとの見解をとり、団体の一般構成員の手続保障のために団体自体に被告適格を認めるべきであるとの上記見解をさらに推し進めた場合には、団体自身に被告適格を認めなければならないとするまでの必要がはたしてあるかどうかについて、さらに検討を加える余地があると考えられる<sup>60</sup>。たとえば、自称理事・代表者（これをXとする。）がやはり理事・代表者であると主張する者（これをYとする。）のみを被告として理事・代表者の地位の確認を求める訴えを提起することを認めるが、訴えに際してXは、XYの所属する団体（これをA団体とする。）に訴訟告知する義務を負うと解することはできないであろうか。訴訟告知を受けたA団体は総会などを招集し、XY間の訴訟に参加するかどうか、参加するとした場合、XYどちらの側に参加するかを採決などにより決定する。なお、紛争の対象となっている理事・代表者が実際に団体の意思決定に関わる場合には、団体の意思決定が正常になされないために必ずしも一般構成員の利益をはかることはできない結果が生じるとも考えられる。このような紛争の実態に鑑みて、たとえば副理事・代表者などの紛争について直接の利害関係を有しない者を特別代表者として選任することも考えられよう。このように解することにより、団体は原告と被告どちらの側に参加するかを自らの意思で決定することができることから、より実態に即した紛争の解決を期待することができる。また、Xも団体を必ず被告とする必要がなくなる点で手続きを簡略化できるとも解される。

---

<sup>60</sup> 松尾・前掲注③241頁は、「全くの試論にすぎないが」とされたうえで、「自称代表者間の争いのようなケースにおいては、むしろ、当事者が、必要に応じて、法人ないしは関係人を訴訟に巻き込み、または、これらの者が、自らのイニシアティブでこの種の訴訟に参加できる途さえ保障されていれば、自称代表者間だけでの訴訟を肯定してよいのではあるまいか。」とされる。

訴訟告知を受けたA団体は、総会などを招集して構成員の利害を調整し、団体としての意思決定を行なう義務を負う。XがA団体に訴訟告知をしなかった場合は、訴えは不適法として却下されると解してよいと考える。Xが訴訟告知をしたがA団体が意思決定を行なわなかった場合には、一般構成員も一定の要件のもとに総会などの開催を求めることができることから、意思決定しなかったことによる一般構成員の不利益は甘受すべきではないだろうか。

A団体の構成員個人が個人として訴訟に参加できるかどうかが問題となるが、判決の効力がその者に及ぶ以上、参加を認めてよいと思われる。その場合の参加形態は原則として共同訴訟的補助参加となると思われるが、これが共同訴訟参加となるか共同訴訟的補助参加となるかについては、それぞれの参加形態によって参加人がどのようなことをなし得るかも含めて、さらに検討すべきであろう。

代表者に被告適格を認め、団体自身を必ずしも被告とすることを要しないとする見解に対しては、誰を被告とすべきかが必ずしも明らかでない場合があるとの批判、および、たとえば株式会社の役員解任の訴えが株式会社及び当該役員を被告とすべきであるとし（会社法855条）、株主総会決議取消しの訴えが当該株式会社を被告とすべきであるとする（会社法834条17号）との整合性が問題となる。団体の決議についてはその効力が及ぶ範囲が広く、決議の取消しなどにより影響を受ける利害関係人の範囲は広汎にわたるのが通常と考えられるため、被告適格を有する者が誰であるかを明確にしておく必要がある。しかしこれと比較した場合、法人の代表者の地位をめぐる紛争について当事者適格を有すると考えられる者は当該紛争の当事者であって直接の利害関係の有無が比較的明確であるから、被告適格の有無が問題となる結果として訴訟進行の複雑化のおそれが生じる危険は少ないため、団体自身を被告としなくても問題が生じる危険は少ない

と思われる<sup>67)</sup>。

(7) 団体が原告となり自称代表者を被告として、団体が正当な代表者であると主張する者の地位確認を求める訴えを提起した場合、この団体に原告適格は認められるであろうか。前述した東京高判平成26年8月27日は、この訴えを認容する確定判決によって団体と自称代表者との間で、団体が正当な代表者であると主張する者が当該自治体の執行機関としての組織法上の地位にあることが確定されるため紛争の抜本的解決に資するとして、団体に原告適格を認めた。法人の代表者の地位をめぐる紛争の被告適格に関する従来議論は公平の見地から原告適格に関する議論にひきなおして考えることができる<sup>68)</sup>。すなわち、団体のみに被告適格を認める見解に立つときには、原告適格についても団体のみにこれを認めることが公平であり、団体と代表者の双方に被告適格を認め、この訴訟形態を固有必要的共同訴訟であるとする見解によれば、本件は団体と代表者の双方が原告適格を有する固有必要的共同訴訟と解するのが公平ということになるであろう。私見によれば、本件訴訟については団体ではなく正当な代表者であると主張する者に原告適格があるが、その者は訴え提起にあたって団体に訴訟告知しなければならないと解するのが公平であることになるであろう。

以上のように解することにより、団体の代表者の地位をめぐる紛争はより実質に即した解決がなされるのではなかろうか。

\* 永井博史先生には、筆者が大学生の頃から公私共に大変お世話になってまいりました。突然のご逝去のお知らせを聞き、いまだに信じられない気持ちであります。これまで先生から受けた多くの学恩に感謝しますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

---

<sup>67)</sup> 松原弘信「会社の組織に関する訴えの被告適格」法律時報84巻4号20頁。

<sup>68)</sup> 上田竹志「判批」法学セミナー1724号120頁参照。